

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第16号

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する
規則

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則（昭和53年瀬戸市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給者証の交付申請) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。この項において「開始日」という。）から開始日以後最初に到来する <u>10月31日</u> （その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。以下「有効期限」という。）までとする。	(受給者証の交付申請) 第3条 <省略> 2及び3 <省略> 4 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。この項において「開始日」という。）から開始日以後最初に到来する <u>7月31日</u> （その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日。以下「有効期限」という。）までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行

規則（以下「規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後の改正後の規則第 3 条又は第 4 条に規定する申請に基づく受給者証の有効期限（以下この項において「有効期限」という。）について適用し、同日前までの有効期限については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成 31 年 7 月 31 日までの間の、改正後の規則第 3 条に規定する申請に基づく受給者証の有効期限については、平成 31 年 7 月 31 日とする。